

住民税は3月20日(期限)までに

申告しないと高い税金!!

所得税の確定者は控えを

申告相談所も開設

◆住民税(市民税、県民税)は、従来、所得額がもとになり割りだされてまいりました。ところが地方税法の一部改正により昭和37年4月からすべて申告制度に……

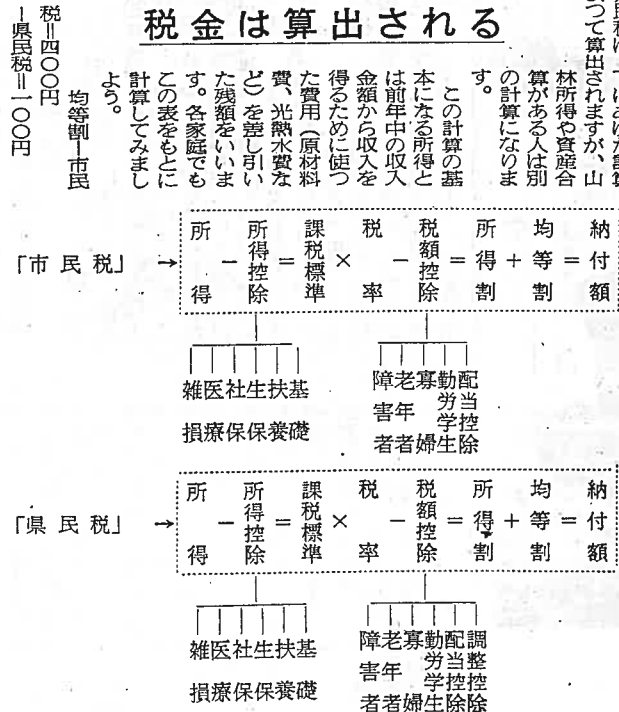
◆控除、扶養控除、雑損控除など、また税金からは配当控除、調整控除などがあり……

◆控除、扶養控除、雑損控除など、また税金からは配当控除、調整控除などがあり……

◆控除、扶養控除、雑損控除など、また税金からは配当控除、調整控除などがあり……

◆控除、扶養控除、雑損控除など、また税金からは配当控除、調整控除などがあり……

この表で税金は算出される



障害者など控除

障害者、老年者、寡婦、勤労学生、障害者、老年者、寡婦、勤労学生、障害者、老年者、寡婦、勤労学生……

障害者控除: 障害者、老年者、寡婦、勤労学生……

老年者控除: 65歳以上……

寡婦控除: 夫が死亡し……

勤労学生控除: 専ら学生……

税額控除表

| 控除種目 | 昭和37年分所得税 | 昭和38年度市民税 | 昭和38年度県民税 |
|---------------------------------------|-----------|-----------|--------------|
| 本人が障害者、老年者、寡婦、勤労学生、扶養親族が障害者(それぞれ1人に付) | 6000円 | 1000円 | 1000円 |
| 配当控除 | 100分の15 | 100分の3 | 100分の1.2 |
| 証券投資信託の収益の分配等による配当所得に対する控除 | 100分の7.5 | 100分の1.5 | 100分の0.6 |
| 調整控除 | 0円 | 0円 | 480円 |
| 青色事業専従者1人に付 | 0円 | 0円 | 240円 |
| 白色事業専従者1人に付 | 0円 | 0円 | 240円 |
| 控除対象配偶者に対し | 0円 | 0円 | 240円 |
| 15才以上の扶養親族1人に付 | 0円 | 0円 | 240円 |
| 前年の所得が5万円を超える配偶者があり扶養親族がすべて15才未満の場合 | | | 1人だけについて240円 |

課税される所得金額

課税される所得金額(課税標準額)は、所得から各種所得控除の求めた市民税、県民税の所得割除した残額です。これを左の超過累進税率速算表に当てはめ、超過累進税率と課税される所得額を乗じて算出した金額から、速算控除を引く方法です。

超過累進税率速算表

| 課税標準額 | 税率 | 速算控除額 |
|---------------|---------|------------|
| 15万円以下の金額 | 100分の2 | 0円 |
| 15万円をこえる金額 | 100分の3 | 1,500円 |
| 40万円をこえる金額 | 100分の4 | 5,500円 |
| 70万円をこえる金額 | 100分の5 | 12,500円 |
| 100万円をこえる金額 | 100分の6 | 22,500円 |
| 150万円をこえる金額 | 100分の7 | 37,500円 |
| 250万円をこえる金額 | 100分の8 | 62,500円 |
| 400万円をこえる金額 | 100分の9 | 102,500円 |
| 600万円をこえる金額 | 100分の10 | 162,500円 |
| 1,000万円をこえる金額 | 100分の11 | 262,500円 |
| 2,000万円をこえる金額 | 100分の12 | 462,500円 |
| 3,000万円をこえる金額 | 100分の13 | 762,500円 |
| 5,000万円をこえる金額 | 100分の14 | 1,262,500円 |

市民税

| 課税標準額 | 税率 | 速算控除額 |
|-------------|--------|---------|
| 150万円以下の金額 | 100分の2 | 0円 |
| 150万円をこえる金額 | 100分の4 | 30,000円 |

一般的計算例

所得 440,000円 - 扶養控除 (160,000円 + 97,500円) = 182,500円

税率 182,500円 × 100分の3 = 5,470円

速算控除 所得割 5,470円 - 1,500円 = 3,970円

均等割 3,970円 + 400円 = 4,370円

市民税 4,370円

課税標準額 182,500円 × 税率 算出所得割 182,500円 × 100分の2 = 3,650円

調整控除 所得割 3,650円 - 720円 = 2,930円

均等割 2,930円 + 100円 = 3,030円

県民税 3,030円

家族5人: 本人40才、妻38才、父69才、長男16才(学生)、長女13才(学生)

所得税と市民税の各種所得控除額表

| 控除種目 | 昭和37年分所得税 | 昭和38年度市民税 | 昭和38年度県民税 |
|---------|---|--|-------------|
| 勤労控除 | 収入金額が○41万円以下…1万円控除後の10分の2+1万円 | 左に同じ | 左に同じ |
| 青色専従者控除 | 15才以上…最高9万円 20才以上…最高12万円 | 15才以上…最高8万円 | 15才以上…最高5万円 |
| 白色専従者控除 | 15才以上…最高7万円 | 左に同じ | 左に同じ |
| 雑損控除 | 合計所得金額の10分の1をこえる金額 | 左に同じ | 左に同じ |
| 医療費控除 | 合計所得金額の100分の5をこえる金額(最高15万円) | 左に同じ | 左に同じ |
| 社会保険料控除 | 自己負担した支払額 | 左に同じ | 左に同じ |
| 生命保険料控除 | 支払った保険料が ○1万5千円以下…全額 ○1万5千円超4万5千円以下…1万5千円 をこえる金額の2分の1+1万5千円 ○4万5千円超…3万円 | ○1万5千円以下…全額 ○1万5千円超3万円以下…1万5千円をこえる金額の2分の1+1万5千円 ○3万円超…22500円 | ない |
| 配偶者控除 | 9万7千500円 | ない | ない |
| 扶養控除 | 控除対象配偶者がいるときは 15才以上5万円 15才未満3万円 控除対象配偶者がいないときは 1人目7万円 15才以上5万円 15才未満3万円 | 1人目7万円 (配偶者に5万円以上の所得があるときは5万円) 2人目以下各々3万円 | 左に同じ |
| 基礎控除 | 9万7千500円 | 左に同じ | 左に同じ |

所得控除額の計算

私達の街を、私達の熱と努力で明るい住みよい街にいたしましょう。川やミヅには絶対にゴミを捨てないで下さい。